

平成23年(2011年)10月4日



埼玉県報

第 2 3 2 7 号
平成23年10月4日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(河川砂防課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [旅費システムに係る代行入力等業務委託に関する落札者等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県総合リハビリテーションセンター使用料、手数料及び物品受払代金の収納事務の委託\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正\(出納総務課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規 則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十八号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表埼玉県南部地域振興センターの項及び第十七条の表埼玉県川口県税事務所の項中「、鳩ヶ谷市」を削る。

第十九条の二の表埼玉県中央環境管理事務所の項中「、鳩ヶ谷市」を削る。

第十九条の六第二項の表埼玉県東部中央福祉事務所の項、第二十条の表埼玉県南児童相談所の項、第二十五条の表埼玉県川口保健所の項、第二十八条の表埼玉県川口保健所の項、第三十七条の表埼玉県中央家畜保健衛生所の項、第六十六条第二項の表埼玉県さいたま農林振興センターの項、第九十九条第二項の表及び第一百八条第二項の表埼玉県さいたま県土整備事務所の項中「、鳩ヶ谷市」を削る。

第一百三十一条の十四第二項の表埼玉県越谷建築安全センターの項中「、鳩ヶ谷市」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年十月十一日から施行する。

規 則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十九号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第三号専決事項の欄1、同項第九号専決事項の欄1、3、8及び9並びに同項第十号専決事項の欄1中「、戸田市及び鳩ヶ谷市」を「及び戸田市」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十月十一日から施行する。

規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「、鳩ヶ谷市」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年十月十一日から施行する。

規 則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十一号

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の付表中「入園中」を「入園中」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十月十一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プレイグラウンド

三 代表者の氏名

舟橋 一浩

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市元町一丁目一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、川越市及び周辺市民のため、文化活動及び交流拠点の創造、市民による文化活動の参画、文化事業の享受の機会を図るとともに、既存資源の最大限の活用を通して、豊かで楽しい社会生活の実現と中心市街地の活性化を促進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

旅費システムに係る代行入力等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター旅費事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成23年8月4日

4 落札者の氏名及び住所

日本電算企画株式会社 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号

5 落札金額

8,253,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年6月24日

告 示

埼玉県告示第千五百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩星学舎

三 代表者の氏名

垣 花 卓 信

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区大東二丁目十二番三十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちの健全な発達と自立を実現するために、市民の協働によって、学びのコミュニティの場を創造することを、目的とする。

告示

埼玉県告示第千百六十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料、手数料及び物品売払代金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県総合リハビリテーションセンター	東京都千代田区神田佐久間町三丁目二番地 株式会社 日本医療事務センター 代表取締役 荒井純一	平成二十三年 十月一日から 平成二十七年 十月一日まで

告 示

埼玉県告示第千百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川越的場新町計画

埼玉県川越市的場新町二十一 七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- ・ 日油技研正門脇に自動車用出入口を設置しないでほしい。
日油技研正門脇に自動車用出入口ができると、そこは消防署の前です。人命を預かる緊急車両は、一分一秒を争うはずです。日油技研正門脇は徒歩や自転車のお客さんの出入口は認めても良いと思いますが、自動車の出入口の設置は渋滞の原因となる可能性があります。
- また、消防署の隣には、バスターミナルがあります。東武バス、川越シャトルバスは地域住民の重要な交通機関であり、日油技研正門脇への自動車用出入口設置は、バスの遅延を引き起こす可能性があります。
- ・ 交通安全対策として、交通整理員の増員や団地内での通り抜け防止策を講じてほしい。
- ・ 周辺道路の渋滞緩和のために笠幡方面（川越日高線）からスムーズに来られる道路を整備してほしい。

二 縦覧期間

平成二十三年十月四日から平成二十三年十一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県熊谷市板井字桜丘一六九七の一、一六九七の二、一六九七の一四

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

公的医療施設用地とするため

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

平成二十三年埼玉県告示第二百五十四号で公示した公共測量（二級基準点測量移設一点）は、平成二十三年三月十八日終了した旨測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十四号

平成二十三年埼玉県告示第九十九号で公示した公共測量（ほ場整備 三級基準点測量、四級基準点測量、確定測量図作成）は、平成二十三年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である比企郡滑川町長吉田昇から通知を受けたので、測量法昭和二十四年法律第百八十八号（第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十五号

平成二十二年埼玉県告示第千四百五十三号で公示した公共測量（都市計画基本図修正業務）は、平成二十三年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である川越市長川合善明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

測量計画機関の長である北足立郡伊奈町長野川和好から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北足立郡伊奈町

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

北足立郡伊奈町中部特定土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十三年七月一日から平成二十四年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千百六十七号

測量計画機関の長である新座市長須田健治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（新座市都市計画基本図作成）

三 作業地域

新座市全域

四 作業期間

平成二十三年六月九日から平成二十三年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千百六十八号

測量計画機関の長である入間市長木下博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（入間市都市計画基本図修正業務）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

平成二十三年六月八日から平成二十三年十二月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千百六十九号

平成十七年埼玉県告示第三百三十五号(埼玉県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一中「七番二号」を「三番二号」に改める。

二ただし書中「ただし、窓口における」を「。ただし、窓口で納期限内に納付される」に改め、「(納期限内に納付されるものに限る。三において同じ。)」を削り、「収納事務」の下に「(マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用したものを除く。三において「県税非電子収納事務」という。)」を加える。

三中「公金」の下に「(埼玉県の県税で窓口において納付されるものにあつては、納期限内に納付されるものに限る。)」の収納事務」を加え、「窓口における埼玉県の県税の収納事務」を「県税非電子収納事務」に改める。

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月四日

埼玉県北本県土整備事務所長 野川 達哉

上中森鴻巣線	路線名
鴻巣市大字川面字真木也二五一番地先から同市大字川面字前谷五三〇番六地先まで	供用開始の区間
平成二十三年十月四日	供用開始の期日
独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十一年五月二十八日

指令川建セ第一 六 四七一号

二 検査済証番号

平成二十三年九月二十九日

川建セ第二三 五 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字御所字和田谷四九九番、四五 番一、四五 番二、四五 番の
一部、四五二番の一部、四五三番、四五四番、四五五番、四五六番の
一部、四五七番の一部、四五八番、四五九番、四六 番、四六一番、四六二番、
四六三番一、四六四番一、四六五番、四六六番一、四六七番一、四六九番の一
部、四七 番一、四七 番二、四七 番三、四七二番三、四七四番九、四九五
番、五一一番一、五一一番一、五三二番一、五三五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字御所五三二番地一

株式会社 吉見マンモスゴルフセンター 代表取締役 加藤 ヒヨ

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年八月二十日

指令川建セ第二二〇〇五〇〇号

二 検査済証番号

平成二十三年九月三十日

川建セ第二三〇〇四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字表字新道四三九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字表四四三番地二

前畠 裕子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年九月二十日

指令川建セ第二二〇一七三一号

二 検査済証番号

平成二十三年九月三十日

川建セ第二三〇〇四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字天神一八一番一の一部、一二二四番一、一二五番一の一部、一二二五番二の一部、一二六八番三の一部、一二二四番八、一二二四番九、一二二五番三の一部、一二二五番四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市中町一丁目一四番五号

株式会社 松屋フーズ 代表取締役 緑川 源治

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十三年六月二十日

指令越建セ第一一二三〇〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十三年九月三十日

越建セ第二四五 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字野方千五百三十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原千五百四十番地

矢部 敏治